

獣医学教育における動物福祉を検討する委員会内規

全国大学獣医学系代表者協議会（以下「協議会」）に、獣医学教育における生体の利用について、動物福祉と倫理の面から専門的に検討し、改善への取り組み等を推進する組織として、「獣医学教育における動物福祉を検討する委員会」を設置する。

（委員会の目的と役割）

第1条 本委員会の目的と役割は以下の通りとする。

- （1）我が国の獣医学教育における生体の利用に係る継続的な情報収集および提供
- （2）我が国の獣医学教育における動物福祉と倫理の動向に係る情報収集および提供、ならびに改善策の検討および提案
- （3）獣医学教育における動物福祉と倫理の世界的な動向に係る情報収集および提供
- （4）その他、我が国の獣医学教育における動物福祉と倫理の継続的な改善に関連する事項の調査および検討

（委員会の構成、選出方法、および任期）

第2条 本委員会の委員は、以下の分野・領域に識見を有する方10名程度で構成する。

- （1）動物の福祉、動物実験倫理に専門性を有する方
 - （2）多くの動物種の生体あるいは遺体を用いる実習科目を担当する方
 - （3）苦痛のカテゴリーCあるいはDの動物実験を含む実習科目を担当する方
 - （4）臨床教育に携わる方
 - （5）代替法検討委員会の委員長
 - （6）その他、委員会が必要と認めた方
- 2 委員は、委員会の意見を参考に協議会会長が指名し、協議会が承認する。
 - 3 委員の任期は2年とする。再任は妨げないが、委員の選考時には、特定の方が長期間委員に就任することによる当該委員の負担に配慮する。

（委員長）

第3条 本委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選により選出する。委員長は本委員会の運営に係る任務を担当する。

- 2 委員会に副委員長を置く。副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長が不測の事態によりその任務を担当できない場合は、副委員長が委員長の任務を代行する。

（委員会の活動）

第4条 委員が全国各地に住居する可能性を鑑み、委員会は、主にオンライン会議等を活

用して実施する。協議会会長が認める場合、会議の開催、あるいは情報収集等、に係る必要経費を支援する。

(活動内容の報告)

第5条 委員会は、活動状況を定例の協議会会議で報告する。

(委員会の事務)

第6条 本委員会の事務は、協議会事務局（特定非営利活動法人獣医系大学間獣医学教育支援機構内）が担当する。

(内規の変更)

第7条 本内規の変更は協議会で審議し、会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

附則

本内規は令和4年1月18日より施行する。

なお、本委員会発足時の委員の任期は、発足から令和5年3月までとする。